

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年7月11日

石巻市長 齋藤 正 美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 石ノ森萬画館常設展示室整備業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務場所 宮城県石巻市中瀬2番7号
- (5) 物件概要 石ノ森萬画館
RC造、S造、造船技術（外皮） 延床面積1,979㎡
- (6) 支払条件 前金払及び部分払 有
- (7) 入札方法 制限付き一般競争入札 非参集型入札（入札後資格審査型）
 - ① 契約金額は、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税（1円未満切り捨て）を加算した金額とするので、入札書には消費税及び地方消費税を抜いた金額を記載すること。
 - ② 本件は「非参集型入札」とする（ホームページの「非参集型入札の手続きについて（お知らせ）」を参照のこと）。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 本業務に参加できる者は、石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）に登録され、入札日（開札日）において、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。なお、契約締結日までの期間において、参加資格を有しなくなった場合については、失格となる。
 - ① 「建設工事」の承認簿に「内装仕上」の登録がされている者
 - ② 次のいずれにも該当する管理技術者を配置できる者
 - ア 当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある、一級建築士、二級建築士、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士（仕上げ）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣（建設大臣）が一級建築士、二級建築士、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理

技士(仕上げ)と同等以上の能力を有すると認定した者とする

イ 5年以上の展示製作業務経験を有する者

- ③ 平成27年4月1日以降に完了した、国又は地方公共団体が発注の下記ア及びイに示す施設の展示製作・展示工事(設計対象面積が500㎡以上)をいずれか受託した実績を有する者。なお、展示製作とは、展示造作、グラフィック、映像・音響(システム・コンテンツ)、模型造形、電気設備等に関する展示空間に関する総合的な設計であって、展示造作、グラフィック、映像・音響(システム・コンテンツ)、模型造形、電気設備等の単独の製作は認めない。

ア 漫画ミュージアム(漫画原作者の顕彰施設若しくは漫画作品やアニメ作品のセル画やフィルム、原画、キャラクターなどを展示する博物館及び美術館)

イ 博物館法に規定する登録博物館又は指定施設

(2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- ① 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
- ② 令第167条の4に規定する者
- ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成17年石巻市告示第180号)第2条第1項に規定する指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までに規定する指名回避を受けている者
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 石巻市入札契約に係る暴力団排除要綱(平成20年石巻市告示第268号)別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑦ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに不適当な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札後審査用一般競争入札参加申請書の提出	令和7年7月28日(月) 午後5時必着	産業部観光政策課 ※郵送の場合は「一般書留」又は「簡易書留」によること。
入札書の提出期限		
入札日(開札日)	令和7年7月29日(火) 午前9時	

仕様書等の閲覧	令和7年7月14日（月）から 令和7年7月28日（月）まで	石巻市ホームページ 産業部観光政策課
仕様書等に対する 質問の受付	令和7年7月14日（月）から 令和7年7月18日（金）まで なお、最終日は午後3時までの受付 とする。	電子メール又はファクシ ミリにより提出のこと。
回答書の閲覧	令和7年7月22日（火）から 令和7年7月28日（月）まで	石巻市ホームページ 産業部観光政策課

(注)

- 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日は、産業部観光政策課において仕様書等の閲覧を行うことはできない。
- 2 仕様書等の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。
- 3 入札公告の開始日から仕様書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、仕様書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は仕様書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、自らの質問の有無にかかわらず、質問への回答を十分確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請及び入札書の提出

- (1) 本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限及び場所等を厳守し、以下の書類を郵送（「一般書留」又は「簡易書留」）又は観光政策課窓口を持参することにより提出すること。なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - ① 入札書（様式第1号）
 - ② 入札後資格審査用一般競争入札参加申請書（様式第5号）
- (2) 入札書は中封筒に封かんした二重封筒を使用し、郵送（「一般書留」又は「簡易書留」）又は観光政策課窓口を持参することにより提出すること。
- (3) 入札書の日付は、入札日（開札日）とすること。
- (4) 入札執行当日に立会いを希望する者については、本公告13(6)に記載の担当者に事前連絡の上、当日の午前8時50分までに産業部観光政策課に参集すること。なお、立会い希望の場合でも入札書は前記3に示す期限及び場所等のとおりに提出すること。

5 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

6 最低制限価格

本公告の業務については、最低制限価格を設定しない。

7 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は再度入札を行うものとし、再度入札の回数は2回を限度とする。再度の入札等を行う場合は、開札日中にファクシミリ施行により行う。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で無効となった場合も同様とする。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合には、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に切り替える。

8 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札後資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

9 入札参加資格の確認及び落札者の決定等

- (1) 落札者については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格を提示した者（以下、「落札候補者」という。）について入札資格の有無を審査し、決定するものとする。
- (2) 入札参加資格の審査は、開札日の翌日から起算し、原則として4日以内（休日条例に規定する休日を除く。）に行うものとする。
- (3) 落札候補者となった者は、上記(2)に定める期間内に以下の書類を産業部観光政策課に提出すること。
 - ① 管理技術者配置調書（別様式1）
 - ② 前記2(1)③に規定する展示製作の実績が確認できる契約書及び仕様書等の写し
- (4) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、当該落札候補者の入札を無効とする。
- (5) 上記(4)により、落札候補者の入札を無効とした場合には、次順位価格を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。
- (6) 上記(5)の場合において、次順位価格を提示した者の入札が無効となったときは、次順位価格から順に低い価格を提示した者について、上記(4)の規定を準用する。
- (7) 上記(1)又は(5)（上記(6)において準用する場合を含む。）の審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札候補者と決定す

るものとする。

(8) 電報による入札は認めない。

(9) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

10 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。この通知は電子メールにより行う。

11 入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を入札者に対し電子メールにより通知する。なお、この通知は前記9に掲げる落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。

12 契約保証金に関する事項

契約規則第25条及び第26条の規定による。

13 その他

(1) この制限付き一般競争入札については、石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）を準用する。

(2) 石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）等関係法令遵守すること。

(<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/nyuusatukokoroel90425.pdf>)

(3) 落札者は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税事業者又は免税事業者であるかの届出書を速やかに提出すること。

(4) 落札者は、この契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

(5) 上記(4)の規定による損害賠償金は、本市に生じた実際の損害額が上記(4)の規定による損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。上記(4)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(4)の規定による損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(6) 詳細及び不明な点については、石巻市産業部観光政策課観光推進係に照会のこと。

電話：0225-95-1111 内線 3534 FAX：0225-96-1023

E-mail：issightsee@city.ishinomaki.lg.jp